



2019年 10月17日
第42号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第10号

「駅業務執行体制の再構築等(川崎駅)」に関する申し入れ 団体交渉実施!!①

1. 中北改札・びゅうプラザの駅業務委託後の体制について明らかにすること。

駅業務受託会社の運営体制については、駅業務受託会社において決定されることとなる。

＜組合＞勤務体制について示すこと。また、本体の標準数は提案時と変わらないか。

＜会社＞中北改札の勤務は2徹体制で、本体の標準数については提案時と変わらない。

＜組合＞ステーションサービスの社員数や北改札との込運用はあるのか。

＜会社＞ステーションサービスの社員数についてはステーションサービスが決定することで今述べられるものはない。決定され次第、本体に知らせる。込運用についてはステーションサービスが決定することとなる。

2. 駅業務委託後の指揮命令系統について示すこと。

駅業務受託会社の運営体制については、駅業務受託会社において決定されることとなる。

＜組合＞異常時の情報提供は何を利用するのか。

＜会社＞テレビや無線など今ある設備を利用して情報提供を行う。

＜組合＞ホーム上での列停扱いなどあった時の対応方はどうか。

＜会社＞原則、本体社員が対応を行う。情報提供は東海道ホームなどからテレビ等で行う。

＜組合＞人身事故など人命に関わる事象のときはどうか。

＜会社＞人命に関わる事象では、本体社員が指示することもある。川崎駅総体で対応する。仮に指示したことがあれば、記録に残し、ステーションサービスに事象の説明を行う。

＜組合＞人身事故の基本体制は本体で良いのか。

＜会社＞基本はJR本体で対応する。現責、列停の復位、運転再開の指示はJR本体の社員が行う。

3. 車イス対応・拾得物の取扱いについて示すこと。特に早朝時間帯など管理者不在時の取扱いについて示すこと。

状況に応じて、対応することとなる。

＜組合＞車イスのお客さまが中北改札に来られた時の対応はどうか。

＜会社＞ガードマンに中北改札から情報提供を行う。その後、ガードマンが乗車まで対応する。お客さま案内が輻輳時には、内勤に情報提供を行い、JR本体社員が行うこともある。

＜組合＞お客さまが線路内に物を落としたと中北改札に申告があったらどうするのか。

＜会社＞基本は内勤に情報提供する。拾得作業はステーションサービスの社員が行うこともある。その場合は、ステーションサービスのルールに従って行う。

4. 施策の実施に伴う出向についての有無を示すこと。

社員の運用については「任用の基準」に基づき取り扱っていく。

＜組合＞出向についての人数はどうか。

＜会社＞出向の可能性はあるが、人数については個別なことなのでこたえることが出来ない。

＜組合＞出向についての目的は何か。

＜会社＞出向の目的はスムーズな業務移行と人材育成と技術継承が目的である。

確認

②につづく...